

資料1 主要施策 p2 総務企画課「2 薬事監視指導事業」について

御意見・御質問	回 答
<p>(安房薬剤師会薬業会長 杉本 英雄 委員)</p> <p>事業内容の文面で「薬局や医薬品販売業を対象にした・・・運営の推進を図る。(県計画における目標：薬局等 80 件、配置従事者 10 箱、高度機器 30 件)」の「箱」とは？</p>	<p>(担当課：総務企画課)</p> <p>千葉県は、配置販売業及び既存配置販売業の住所地を管轄する業者に対して、別に定める業者リストから1件以上選定して監視指導を行っています。</p> <p>また、配置従事者から医薬品を購入した家庭を、当該業者の区域管理者等の協力のもと合同で調査を行い、配置箱の点検を行います。</p> <p>点検した配置箱数を監視件数として計上しております。</p>

資料1 主要施策 p2 総務企画課「3 薬物乱用防止」について

御意見・御質問	回 答
<p>(安房薬剤師会薬業会長 杉本 英雄 委員)</p> <p>「不正大麻・けしの撲滅運動」の啓発ポスターについては会員薬局に配布し掲示してもらい協力をしておりますが、ポスターをみた患者からポスターに「各地方厚生局麻薬取締部、都道府県薬務主管課、保健所、警察署、厚生労働省、都道府県と書いてあるが、いったいどこに連絡、質問したらいいの？連絡先の電話番号があるといいのでは？」との話がありました。安房保健所でいいのではとの回答をしましたがいかがでしょうか。</p>	<p>(担当課：総務企画課)</p> <p>薬物乱用防止対策の推進につきまして、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。厚生労働省と都道府県が主催となり本運動に関する啓発運動を行っております。大麻やけしを発見したときは、お住まいの地域を管轄する保健所や警察署にまずは通報いただきますようお願いいたします。</p>
<p>(鴨川市社会福祉協議会長 榎本 豊 委員)</p> <p>若年層に広がる薬物乱用の問題についての現状と対策についてお伺したい。また、地域の中で知らずに観賞用として栽培される大麻などの違法植物についてはどのように対策されているか。</p> <p>(鋸南町主任児童委員 奈良田 真弓 委員)</p> <p>薬物乱用防止活動として街頭にてチラシ配り、個人的に献血への協力と、様々な事業に関わらせていただきました。薬物乱用防止事業については若年層への正しい知識の普及啓発活動には重要だと思います。</p>	<p>(担当課：総務企画課) ※回答が次ページへ続きます</p> <p>若年層の薬物乱用問題に関する現状につきまして、近年、大麻による検挙者が増加し続けており、特に10代や20代の若年層の乱用が多い状況にあります。また、令和4年において、大麻による検挙者のうち30歳未満の検挙者の占める割合は全体の70.5%となり、深刻な事態となっております。</p> <p>次に、違法植物の栽培に関する原因として、関連法令の認識不足や使用時の身体影響に関する知識不足が考えられます。</p>

	<p>そのため、関係機関と協力し、犯罪予防の観点から不正栽培及び自生の大麻・けしの発見に努めています。大麻等の発見及び通報があった際は、速やかに除去する等の対応をしております。</p> <p>また、薬物乱用防止指導員や諸団体と連携して薬物の危険性を正しく理解していただくために、関連運動及びキャンペーン等を通じて啓発を行っております。</p>
--	---

資料1 主要施策 p3 総務企画課「10 地域防災対策」について

御意見・御質問	回 答
<p>(南房総市長 石井 裕 委員)</p> <p>地域防災対策 1 災害医療体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのような整備をされていますか？ 	<p>(担当課：総務企画課)</p> <p>千葉県地域防災計画のうちの医療救護活動に関わる事項の個別計画として「千葉県災害医療救護計画」が策定されており、県内の医療救護体制を整備しています。</p> <p>具体的な体制として、保健所は所管区域内の市町村が行う災害医療の体制整備及び実施に関して助言その他必要な援助を行います。必要に応じて合同救護本部を設置し、千葉県が委嘱する地域災害医療コーディネーターに、管内で災害が発生した際の医療救護活動について総合調整等を行うなど医療救護活動の助言や調整を行っていただきます。</p> <p>また、医薬品及び医療資機材の確保と供給につきまして、県が備蓄する医薬品等を管内の市町の要請により供給いたします。</p> <p>その他、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）より、管内医療機関の被災状況や傷病者の受入状況、主に市町が設置する医療救護所や避難所の情報の把握等を行うことにより、医療救護に関する情報の共有を図ります。</p>

御意見・御質問	回 答
<p>(南房総市長 石井 裕 委員)</p> <p>地域防災対策 1 災害医療体制の整備について</p> <p>・市町村との連携体制の状況について教えてください。</p> <p>(鴨川市社会福祉協議会長 榎本 豊 委員)</p> <p>地域防災については各関係機関との連携が重要と考える。どのような形で推進しているかお伺いしたい。</p>	<p>(担当課：総務企画課)</p> <p>年度当初に千葉県が取りまとめた災害医療連絡体制により、災害発災時に把握すべき情報の収集を行い相互に提供することにより、県、市町、保健所における連携体制の整備を図っております。また、EMIS を使用して被災地域での迅速かつ適切な医療救護活動に必要な情報を共有しております。</p> <p>さらに、発災時において、市町が備蓄している医薬品等が不足した場合、要請に応じて備蓄医薬品等の供給を行います。</p>

資料1 主要施策 p4 地域保健課「2 難病法に基づく事業」について

御意見・御質問	回 答
<p>(南房総市長 石井 裕 委員)</p> <p>難病法に基づく事業 (5) 災害対策の強化について</p> <p>・災害対策の強化とは、具体的にはどのようなことですか？</p>	<p>(担当課：地域保健課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以前から、在宅医療機器使用者（人工呼吸器、在宅酸素）に対し台風前後等には、注意喚起及び安否確認を行っております。 ・難病新規申請、更新時の窓口面接や訪問指導をとおして災害の備えの準備状況や助言を行ってます。併せて在宅療養者の方に「在宅療養状況確認シート」を新規申請時に記載をしていただき、更新時には最新の療養状況等の確認を行っております。 ・国土交通省運営のハザードマップポータルサイトを用いて、災害リスクを調べ受給者証と一緒に災害リスクに応じたチラシを配布し、平常時から早めの備え、避難の意識を持って自助力を高めてもらえるよう働きかけております。 ・安房保健所難病対策地域協議会において、難病対策事業や難病患者の災害対策、管内関係機関の難病患者への支援の取組みについて情報共有を図っております。

御意見・御質問	回 答
<p>(南房総市長 石井 裕 委員)</p> <p>2 難病法に基づく事業 2 難病患者の在宅療養を支援する。</p> <p>(5) 災害対策の強化 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画があると思いますが、その取り組み状況について 	<p>(担当課：地域保健課)</p> <p>(個別支援計画があると思いますが、その取り組み状況について教えてください。について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月に災害基本法が改正され市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたました。 ・個別避難計画の作成目的は、避難行動要支援者について避難支援等（改正災害基本法49条の10条に規定、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施することです。今後は個別避難計画を用いることで避難の実効性を高めていくことが重要となります。 ・市町村、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなど関係部署による横断的な取組みと地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病などの団体等と連携して進めていくことが作成への取組みを円滑に進めていくことに重要なこととなります。 ・個別避難計画の作成に必要な情報のうち県等が保有するものについては、市町村長が必要と認めるときは避難行動要支援者に関する情報の提供を求められます。 ・保健所では各市町の保健師、福祉課担当者等が災害に関する支援状況確認を行う上で必要となる難病患者の情報を反映した在宅療養シートを作成し、難病新規申請・更新の際に情報収集している旨をお伝えしております。また、必要に応じて市町村の求めに応じ随時情報提供をしています。

資料1 主要施策 p5 地域保健課「健康づくり推進事業（健康ちば21の推進）」について

御意見・御質問	回 答
<p>(館山市長 森 正一 委員)</p> <p>事業名：8 健康づくり推進事業（健康ちば21の推進）</p> <p>事業内容：1 「健康ちば21(第2次)」の目標を達成するため、市町・関係団体・地域住民等総合的に健康づくりのための支援を行う。</p> <p>備考：健康ちば協力店の普及・啓発活動実施予定について</p> <p>「館山市健康増進計画」において、活動目標4に「健康的な食生活を継続しよう」を掲げており、その実現に向けた専門機関の取組を“市内の飲食店、食料品店では、栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供に努めていただく”旨の内容としていることから、上記「健康ちば協力店」の積極的な拡大に努めていただきたい。</p> <p>現状としては、館山市内で3店舗、南房総市内に1店舗が登録されている。</p> <p>積極的な普及・啓発活動を通じて協力店が拡大されることにより、住民が自ら食生活を見直し、改善していくことにつながるものと考えられるため。</p>	<p>(担当課：地域保健課)</p> <p>・「健康ちば協力店」の登録内容が令和2年10月から新しくなりました。現在は、HPにも掲載はしておりますが、県民の「野菜摂取量の増加」「減塩対策」「受動喫煙防止対策」を推進するため、1回120g以上の野菜が食べられるメニュー、サービスを提供するお店。食塩相当量を3.0g未満に出来るメニュー、サービスを提供する。店内終日禁煙、いずれか2つ以上の取組にご協力いただけるお店や給食施設等を「健康ちば協力店」として登録していただいております。</p> <p>・この事業の課題は登録店舗数の少ないことです。県全体でも88店舗（令和5年9月30日現在、最新）です。</p> <p>・保健所では、管内でも集団啓発として食品衛生責任者を対象とした講習会を通じ飲食店等に「健康ちば協力店登録の啓発活動」をまた、県民に対して「健康ちば協力店の利用を促す啓発」のため、研修会等を利用して啓発、保健所だより等広報誌や地域新聞（房日新聞）に掲載し積極的に努めているところです。登録をしていただいた店舗とは、取組んでいただいているお店のメリットとなるように事業担当者が個別連絡し状況に応じて支援しておりその1つにPOPを作成し利用していただいているところです。</p> <p>・外食利用者だけでなく中食（スーパーの総菜、コンビニのお弁当・総菜など）の利用者も増加しており、飲食店舗の皆様だけでなく大型店の協力など民間や商工会、食品衛生協会、市町の皆様と一緒に知恵を出し合い事業を推進し、住民自らが食生活を見直し、改善していくようにしていきたいと思っております。御協力をお願いいたします。</p>

資料1 主要施策 p5 地域保健課「健康づくり推進事業（健康ちば21の推進）」について

御意見・御質問	回 答
<p>(安房保健所管内食生活改善協議会長 高梨 節子 委員)</p> <p>安房保健所管内食生活改善協議会は鴨川市・南房総市の2市となってしまいましたが、リーダー研修会を実施し調理・講義を通して減塩推進を学んでいます。また、2市の親睦を深め情報交換する事や保健所よりの県・安房管内の現状を知る事で各地域での普及啓発に繋げております。</p>	<p>(担当課：地域保健課)</p> <p>・御意見をいただきまして、有難うございます。食生活改善協議会の皆様におかれましては、日頃より県民の健康づくりに御尽力いただき感謝申し上げます。コロナ禍の活動制限から徐々に戻りつつあるのではないかと思います。地域住民の健康問題等を行政に伝えていただきまた、研修会で学んだことを地域へ返していただくという重要な役割を担ってくださっており今後の活動にも期待しております。これからも連携を図りながら活動を継続していただけるようお願いします。</p>

資料1 主要施策 p9 健康生活支援課「1 感染症予防事業」について

御意見・御質問	回 答
<p>(安房薬剤師会薬業会長 杉本 英雄 委員)</p> <p>メールマガジンを定期的に配信しておられますが、参考までに何軒位の配信数でしょうか？（あわっと感染症情報）</p>	<p>(担当課：健康生活支援課)</p> <p>あわっと感染症情報は、令和6年1月15日現在、医療機関、薬局、社会福祉施設等、併せて268か所に配信しています。</p>